

平成24年11月1日から、建設業許可・更新等申請時に

健康保険等の加入状況を記載した書面の提出が必要となります！

・目的は・・・

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的としています。

・保険加入義務のある営業所(適用事業所)とは・・・

健康保険・厚生年金保険については、

法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

雇用保険については、

労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

・支店等が小規模な営業所等であるため、人事管理部門がある本店ですべての保険加入の手続きを行っている場合は(一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く)・・・

この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄はすべての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載します。

・建設国保に加入している場合は・・・

法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外となります。（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に「3」と記載）

・確認資料として必要なものは・・・

健康保険等の加入状況を記載した書面(様式第 20 号の 3)にあわせて、
健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認については、
申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示が必要となります。
雇用保険の加入状況の確認については、
申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示が必要となります。

・書面の提出のタイミングは・・・

新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加の各申請時に提出していただき、
確認をすることとなります。

・未加入の場合は・・・

保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。

・問い合わせ先

佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952-25-7153